

平成29年10月23日

長野県健康福祉部
地域福祉課 課長
滝沢 弘様

長野県保険医協会
会長代行 宮沢 裕夫

生活保護の取扱いに関する要望書

日頃、県民の福祉向上にご努力のことと存じます。
さて、生活保護の医療券に関して、厚生労働省は平成28年3月31日付で「被保護者ごとに固定化した番号を使用しないこと」としていた従来の取り扱いを、「被保護者ごとに固定化する」よう改正通知を発出しました。

しかし、本会調査によると長野県内では市福祉事務所で番号を固定化しているのは11事務所にとどまり、郡福祉事務所においては県直営の統一システムのためひとつもないことが判明しました。

毎月変更となる医療券に関しては生活保護法の医療扶助を担当する臨床の現場では多くの不都合が生じており、会員医療機関より改善要望も出ております。
つきましては、是非とも下記の点を実現していただきたく、要望申し上げる次第です。

記

- 1、厚生労働省通知通りに受給者番号を月ごとに変更する生活保護法医療券・調剤券の交付を行っている福祉事務所に対して被保護者（又は被保護世帯）ごとに固定番号を使用した医療券・調剤券とするよう各福祉事務所を指導してください。
- 2、県保健福祉事務所における固定番号化のためのシステム改修を速やかに行ってください。
- 3、医療扶助の停止、廃止となった場合には、診療を継続している指定医療機関に対し、福祉事務所の責任で速やかにその旨を連絡するよう各福祉事務所を指導してください。

以上